

## セミナー 『聞いて為になる相続税の話』



日にち : 10月15日(水)  
時間 : 11時～ 1時間程度  
場所 : カワイリフォームにて  
参加費 : 無料

平成27年1月1日に相続税・贈与税の税制が改正されますが、これに伴って相続税の基礎控除が引き下げられ「相続税なんて関係ない」と思っていた人も他人ごとでは無くなる可能性があります。

次世代問題の解決に一層の力を入れるべく相続支援をはじめとする不動産業に力を入れていらっしゃる「ありき財産コンサルタント」相続対策専門士の 有木さんに お話をお聞きます。資産を賢く子供たちに手渡す方法など 気になる情報を教えていただける良いチャンスです。ご参加希望の方は カワイリフォームまで お申込み下さい。



### ■ 相続税の基礎控除 (相法15条)

相続税の基礎控除はこれまで数度の改正を経て拡大されて来ましたが、今回の改正案においては相続税の課税ベースを拡大するために、次のように引き下げられます。

政府税制調査会で示された資料によると、改正前における被相続人100人に対する課税対象者は4人程度ですが、この改正により、6人程度に上昇する見込みです。

例えば、被相続人が地価の高い都市部に自宅を所有しているだけでも、改正後の基礎控除額を超えてしまい、課税対象者となる場合などが想定されます。

	改正前	改正後
定額控除	5000万円	3000万円
法定相続人比例控除	1000万円×法定相続人の数	600万円×法定相続人の数

(注) 上記の改正は、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

講師 : 相続対策専門士 有木 良治様  
第21512号 2014年認定

全国で平成26年現在 281名の方が活躍中。岡山県では2名。

相続支援・土地有効活用・資産運営管理  
不動産投資顧問業・信託事業(家族信託普及協会会員)

### ありき財産コンサルタント

〒708-0004 津山市山北770-16 (株)ありき内  
電話 0868-24-2133 FAX 0868-23-7351



### 相続対策専門士とは

実務経験を備えた「公認 不動産コンサルティングマスター」の中で、相続案件を取り扱ったことのある経験者を対象とした3日間の集中講座を受講し、修了試験に合格した方を認定いたします。

☆認定を受けてからも、毎年資格更新手続きを行うことにより、コンプライアンスの遵守、最新の相続事情にまつわる知識をブラッシュアップし続けています。

### 相続対策専門士のここがスゴイ！

一般に相続資産には、自宅や投資用の不動産が含まれるケースが多く、不動産や相続にまつわる法令は多岐に渡り、事前整理が重要とされています。

そしてその不動産の価値を知るプロフェッショナルこそ『公認 不動産コンサルティングマスター相続対策専門士』です。

☆依頼者の意向を第一に考え、円滑な資産承継のご提案をいたします。

☆依頼者の資産内容を丁寧に聞き取り、分析し、二次相続までも考慮し、承継するご家族にも幸せを実感していただけるご提案をいたします。

☆各種専門家(税理士・弁護士・不動産鑑定士等)との連携を持ち、依頼者がワンストップで相談できる窓口となります。